

罹災証明書・被災証明書がコンビニエンスストア等で取得できるようになります

千葉市では、「罹災証明書」および「被災証明書」（以下、「罹災証明書等」という）について、マイナンバーカードを利用し、全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末（マルチコピー機）から取得できるようになりますので、お知らせします。

1 交付利用開始日

令和8年3月2日（月）

2 利用できるコンビニエンスストア等

全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオンなど、キオスク端末を設置している店舗で取得可能（全国約56,000店舗）

3 利用時間

6：30～23：00

ただし、年末年始（12月29日～1月3日）、システムメンテナンス時を除く。

4 取得に必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカードの利用者証明用暗証番号（4桁）
- ・発行料（1通10円）

5 留意事項

罹災証明書等を取得する場合は、事前に、被災した建物等が所在する区の地域づくり支援課の窓口、または電子で証明書の発行申請を行う必要があります。

<参考>

1 罹災証明書とは

災害により被災した住家を対象として、被害の程度を証明するものです。

2 被災証明書とは

災害により被災した非住家、建物以外の不動産または動産を対象として、被害が生じたことを証明するものです。

※事務所、店舗、倉庫、空き家（罹災時に生活の拠点として使用していない）、門塀、カーポート、テレビアンテナ、自動車 など